

短期入所生活介護重要事項説明書

1 当センターが提供するサービスについての相談窓口

電話 0475-70-7799 (午前9:00～午後5:00)

担当 施設長 小川 円 生活相談員 土屋 直人

※ ご不明な点は、何でもお尋ねください。

2 ショートステイ九十九里の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

名 称	ショートステイ九十九里
所 在 地	千葉県山武郡九十九里町片貝2905
介護保険基準該当番号	短期入所生活介護 (第1285900054号)
サービスを提供する 対象地域	九十九里町、東金市、山武市、大網白里市 ※上記以外の方でもご希望の方はご相談下さい

(2) 職員体制

	資格	常 勤	非常勤	業務内容	計
管理者		1名(1)		従業員及び業務の管理を行う	1名(1)
生活相談員	介護福祉士	2名(1)		短期入所生活介護計画を立案し、サービスの提供方法について利用者やその家族に対し理解しやすいように説明する	2名(1)
機能訓練指導員	理学療法士 准看護師		4名(4) 1名(0)		4名(4) 1名(0)
事務職員		1名(0)			1名(0)
看護・介護職員	看護師			利用者の健康管理を行う	
	准看護師		1名(0)	〃	1名(0)
	介護職員		6名以上	利用者が日常生活を営むことができるよう援助を行う	6名以上

() 内は、男性再掲

(3) 設備概要

定員	18名	静養室	1室
食堂兼機能訓練室	1室 105.15㎡	相談室	1室
浴室	一般浴槽と特殊浴槽があります	送迎車	2台
居室	12部屋（うち9部屋が個室・3部屋が3人部屋）		

(4) 営業時間

月～日	24時間営業
定休日	なし

※緊急連絡先電話 0475-70-7799

3 サービス内容

- ①送迎 車椅子用リフト装備車など3台の車両で、ご自宅の玄関まで安全に送迎いたします。
- ②健康チェック 利用者様の健康状態を観察し健康管理に努めるため、看護師が体温・血圧などバイタル等のチェックを行います。
- ③レクリエーション 利用者様ができるだけ主体的に取り組み、しかも楽しさや喜びを感じるような各種レクリエーションを実施します。
- ④食事 四季の食材を生かした美味しい食事を、栄養のバランスを考えて提供します。
- ⑤入浴 一般浴槽のほか、特殊浴槽をご用意し、利用者様のADLに応じた入浴介助を行います。
- ⑥機能訓練 利用者様のADLの維持・向上を目指した各種プログラムを提供します（介護予防・パワーリハビリ）。
- ⑦生活相談 利用者様、及びご家族から寄せられる身体的・精神的及びサービスの利用に関する相談や介護上の問題、制度上の利用方法等に関するご相談に応じます。
- ⑧その他 その他、日常生活の援助（排泄コントロールなど）。

4 料 金

(1) 利用料金

- ・ ショートステイ利用料（従来型個室）（多床室）

	1日あたりの利用料金	介護保険適用時の1日あたり 自己負担額
要介護度1	6,030円	1割603円 2割1,206円 3割1,809円
要介護度2	6,720円	1割672円 2割1,344円 3割2,016円
要介護度3	7,450円	1割745円 2割1,490円 3割2,235円
要介護度4	8,150円	1割815円 2割1,630円 3割2,445円
要介護度5	8,840円	1割884円 2割1,768円 3割2,652円

- ・ 送迎加算 片道1回あたり 1,840円
ただし、介護保険適用時の自己負担は負担割合分です。
- ・ サービス提供体制加算 1日あたり 60円
ただし、介護保険適用時の自己負担額は負担割合分です。
- ・ 夜勤職員配置加算 1日あたり 130円
ただし、介護保険適用時の自己負担額は負担割合分です。
- ・ 看護体制加算 1日あたり 230円
ただし、介護保険適用時の自己負担額は負担割合分です。
- ・ 緊急短期入所受入加算 1日あたり 900円
ただし、介護保険適用時の自己負担額は負担割合分です。
- ~~・ 生活機能向上連携加算 1月あたり 1,000円 (3月に1回)
ただし、介護保険適用時の自己負担は負担割合分です。~~
- ・ 処遇改善加算 1月あたりの所定単位数の13.6%
ただし、介護保険適用時の自己負担額は負担割合分です。

- ・ 居住費（滞在費） 1日あたり 1,970円（従来型個室）
980円（多床室）

○負担限度額（1日）

	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
従来型個室	380円	480円	880円	880円
多床室	0円	430円	430円	430円

- ・ 食費 1日あたり 1980円（全額自己負担）
朝食 540円 昼食 700円（おやつ代を含む）夕食 740円

○負担限度額（1日）

第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
300円	600円	1,000円	1,300円

- ① 日用品費 1日あたり 200円（全額自己負担）
利用時、日常生活に必要な品（タオル等、入浴消耗備品等）を準備・サービスの提供する費用

- ② 教養娯楽費 1日あたり 200円（全額自己負担）
レクリエーション・創作・に必要な道具・用紙等を準備・サービスの提供する費用

ナイトケア 午後3:00～翌日午前9:30までのサービス 3,000円（全額自己負担）
長期利用となった場合、他のサービスとの連携する場合に使用します。

※通常提供する物に関しては課税対象外となりますが、特別に提供する物に対しては課税対象となります。

キャンセル料

利用者様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料を申し受けます。

①ご利用日の7日前の午後5時30分までにご連絡いただいた場合	無 料
②ご利用日の7日前午後5時30分までにご連絡がない場合	予約期間分の利用料負担割合分及び自己負担分の全額 (介護保険適用時の一日あたりの自己負担額)

支払方法

毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、27日までにお支払ください。
お支払いいただきますと、領収書を発行します。

お支払方法は、口座引き落とし、または現金集金となります。契約の際にどちらかお選びください。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

介護支援専門員にご相談ください。短期入所生活介護計画作成と同時に契約を結んだ後、サービス利用を開始します。

(2) サービスの終了

① 利用者様のご都合でサービスを中止する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。

② 事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を中止させていただく場合があります。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知します。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくとも、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 利用者様が介護老人施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者様の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合。
- ・ 利用者様がお亡くなりになった場合

(3) その他

- ・ 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者様やご家族に対して社会通念を逸脱するような行為を行った場合、又は当事業所が破産した場合、利用者様は文書で通知することによって即座にサービスを終了することができます
- ・ 利用者様がサービス利用料金の支払を1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払わない場合、利用者様が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、利用者様が入院もしくは病気等により3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、または利用者様やご家族が当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただくことがございます。

6 当センターの特徴等

(1) 運営方針

- ① 利用者様が「自分自身の存在を確かめることができる場所」とすることを基本理念に、スタッフは皆様の自立をサポートしてまいります。地域社会や家族の中で、孤独に悩む人々に心の支援をすることが自立への第一歩であり、介護を必要としないための予防であると考えています。具体的には次の4つをモットーに運営していきます。

- ・ 開放感のあるショートステイ
- ・ 自己参加型のショートステイ
- ・ 仲間作りのショートステイ
- ・ 遊び感覚のショートステイ

- ② 当事業所の介護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、社会的孤立感の解消、及び心身の機能の維持、並びに利用者様のご家族の身体的・精神的負担の軽減を図れるよう援助を行います。
- ③ 当事業所が行う短期入所生活介護の事業は、市町村、在宅介護支援センター、他の保健・医療・福祉サービス事業者等との連携に努めて行います。
- ④ 当事業所では、介護職員等の資質向上を図るため、千葉県、千葉県社会福祉協議会、千葉県高齢者施設協会等が実施する研修会に職員を派遣するほか、定期的に事業所内で自主研修会を開催いたしております。

(2) サービス利用のために

事 項	有・無	備 考
男性介護職員の有無	有	
従業員への研修の実施	有	
サービスマニュアルの作成	有	

(3) サービス利用にあたっての留意事項

- ① 管理者や生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員などの指導による日課を励行し、事業所内の秩序を保ち、相互の親睦に努めていただけますようお願い申し上げます。
- ② 当事業所内で次の行為をすることはおやめください。
 - i 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと
 - ii けんか、口論、泥酔などで他の利用者様等に迷惑を及ぼすこと。
 - iii 当事業所内の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
 - iv 指定した場所以外で火気を用いること。
 - v 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。
 尚、上記iv、vの規定に反し、事業所内の設備、器具等を破損した場合は、損害賠償をしていただくことがあります。

7 緊急時の対応方法

サービス提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業所等へ連絡いたします。

主治医	氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

8 非常災害対策

- ・ 防災設備 非常災害に際して必要な設備が消防法第17条に基づき整備されています
- ・ 防災訓練 年2回実施します
- ・ 防火責任者 管理者 小川 円

9 サービス内容に関する苦情

①当センター相談・苦情担当

施設長 小川 円 電話番号 0475-70-7799
生活相談員 土屋 直人

②市町村相談・苦情窓口

- ・ 東金市 高齢者支援課 50-1219
- ・ 九十九里町 健康福祉課 70-3184
- ・ 山武市 高齢者福祉課 80-2641
- ・ 大網白里市 高齢者支援課 70-0309
- ・ 千葉県国民健康保険団体連合会 043-254-7409

10 当法人の概要

名称 医療法人社団 鎮誠会

代表者 理事長 李 笑 求

本部 〒283-0068 千葉県東金市東岩崎2-26-14

電話 043-441-7516

定款の目的に定めた事業

- 1.東金整形外科の運営
- 2.姫島クリニックの運営
- 3.東金居宅介護支援事業所の運営
- 4.姫島デイサービスセンターの運営
- 5.九十九里デイサービスセンターの運営
- 6.ショートステイ九十九里の運営
- 7.季美の森整形外科の運営
- 8.千葉きぼーるクリニックの運営
- 9.とうがねヘルパーステーションの運営
- 10.季美の森リハビリテーション病院の運営
- 11.令和リハビリテーション病院

短期入所生活介護の提供開始にあたり、利用者様に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。